

**令和2年度  
島根県社会福祉政策への提言・要望書**

**島根県社会福祉団体連絡協議会**

**島根県市町村社会福祉協議会会長会**



令和元年10月31日

島根県知事 丸山 達也 様

## 令和2年度 島根県社会福祉政策への提言・要望書

島根県社会福祉団体連絡協議会  
会長 江口 博晴

島根県市町村社会福祉協議会会長会  
会長 渡部 英二

島根県社会福祉団体連絡協議会並びに島根県市町村社会福祉協議会会長会では、令和2年度に向けた本県の社会福祉政策について次のとおり提言・要望をいたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 【提言・要望事項】

- 1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
  - (1) 地域における移動・外出に支援を必要とする人に対する取り組みの推進
  - (2) 障がい者の文化芸術活動の推進
- 2 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化
  - (1) 地域における成年後見制度の利用促進に向けた体制整備
  - (2) 住宅確保要配慮者への住宅の供給と生活支援の推進
  - (3) 地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化
- 3 福祉・介護人材の確保・定着
  - (1) 福祉・介護人材の確保・定着に向けた環境整備
  - (2) 「しまね福祉人材育成事業所認証制度（仮称）」の創設
  - (3) 福祉の現場で働く医師・看護師等医療スタッフの確保支援
- 4 防災・減災活動の推進
  - (1) 災害ボランティアセンター機能の確立と円滑な運営に向けた支援
  - (2) 重層的な災害時要配慮者支援システムの構築に向けた支援

# 1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

## (1) 地域における移動・外出に支援を必要とする人に対する取り組みの推進

移動・外出支援に係る県関係部局を中心とした市町村及び関係機関・団体等のネットワークを構築し、県民が利用しやすい移動・外出支援施策の充実・強化を要望します。

(具体的内容)

- ① 県内の移動・外出支援に係る施策の課題分析及び解決方策の検討。
- ② 新たな移動・外出支援の取り組みの創出。
- ③ 移動・外出支援に係る情報の一元化及び広報啓発の充実強化。

**【提言・要望の理由】**

- ① 高齢化率全国3位、中山間地域が8割以上を占める本県では、過疎化・高齢化や公共交通の衰退などを背景に、住民の移動・外出手段は自家用車に頼らざるをえない状況にあり、高齢ドライバーが免許返納をためらう要因となっています。
- ② 本県の移動・外出支援に関連する施策は、「生活交通ネットワーク総合支援事業」(地域振興部交通対策課)、「小さな拠点づくり」(地域振興部しまね暮らし推進課)、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」(健康福祉部高齢者福祉課)など実施されていますが、移動・外出支援の必要な高齢者や障がい者等への交通手段の確保が十分できていない地域もあります。
- ③ 住民の買物や通院などの移動・外出手段の現状や、地域の移動・外出支援事業の現状・課題について、県全体の状況を把握し課題分析するとともに、こうした移動・外出支援に関する制度などを県・市町村・関係機関・団体が連携し検討・協議するネットワークを構築し、移動・外出に際して支援を必要とする方々への移動・外出支援の推進を図ることが必要です。

## **(2) 障がい者の文化芸術活動の推進**

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）」に基づいて、本県における障がい者の文化芸術活動の更なる振興を図るため、総合的かつ計画的な施策の推進を要望します。

### **(具体的内容)**

- ① 障がい者の文化芸術活動に対して広く県民や福祉関係者等から理解と参加、協力を得るため、法律の趣旨を「島根県文化芸術振興条例」及び「島根県文化振興指針」に反映。
- ② 施策の推進にあたって、障がい福祉部門と文化芸術部門が連携するとともに、関連部局の参加も得ながら全庁的な取り組みの実施。
- ③ 具体的な振興方策の検討・実施にあたって、広く関係機関の意見集約を行うとともに、音楽や演劇なども含めた幅広い文化芸術活動の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等を担う専門的な中核支援機関の設置。

### **【提言・要望の理由】**

- ① 「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」において、県は国と連携を図りながら、「自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」とされています。一方で、現行の「島根県文化芸術振興条例」及び「島根県文化振興指針」には、「障がい者の文化芸術活動」について特段の記載がありません。
- ② 国レベルでは、都道府県持ち回りで実施されている「国民文化祭」と「全国障害者芸術・文化祭」は平成29年度から同じ開催地・開催時期で一体的に開催されているところですが、本県において、環境生活部所管の「県民文化祭」と健康福祉部所管の「障がい者アート作品展」は、これまで一体感を持った施策となっていません。
- ③ 本県では、「芸術活動」として障がいのある人の作品の展覧会を約20年近く継続して開催しているところですが、法律では音楽や演劇などの「文化活動」も幅広く促進していくこととされており、取り組みを進める中核として専門性を持った支援機関の設置が必要です。

## 2 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化

### (1) 地域における成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより判断能力が十分でない人たちが安心して地域生活を送るために、県内のどの地域に住んでいても、必要に応じて適切に成年後見制度が利用できる体制の整備を要望します。

(具体的内容)

- ① 後見人等の活動支援や身近な地域における権利擁護支援ネットワークの中核となる機関の設置が進むよう、市町村に対する積極的な支援。
- ② 全ての市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画が策定されるよう、市町村に対する先導的な働きかけ。

**【提言・要望の理由】**

- ① 財産管理のみならず身上保護の重視を謳った「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の基本理念を踏まえ、県内全ての市町村において、国の基本計画が求める地域連携ネットワークの構築と、そのコーディネートを担う中核機関が早急に設置されることが必要であり、県には、家庭裁判所や法律専門職団体、成年後見等実施機関等との連携や、複数の市町村による区域での取り組みが検討される場合の調整等の役割が期待されています。
- ② 地域住民の参加や関係機関とのネットワークを基盤とした総合的な権利擁護体制をつくることは地域共生社会の実現に向けた取り組みでもあります。成年後見制度の利用促進を契機に、その具体的な施策を段階的・計画的に整備することを明確にした計画策定をすすめることが必要です。

## **(2) 住宅確保要配慮者への住宅の供給と生活支援の推進**

島根県において、今後一層、住宅部局及び福祉部局の連携による住宅確保要配慮者の実態やニーズを共有化する取り組みが進められ、必要な支援策の創設と早期実行が図られるとともに、市町村においても同様の取り組みが積極的に進められるよう要望します。

### **(具体的内容)**

- ① 公営住宅において連帯保証人が得られないことのみを理由に入居を拒むことのないよう、住宅確保要配慮者（民間賃貸住宅への入居に困難を伴うとされる生活保護受給世帯をはじめ、保証人確保の難しい単身高齢者・障がい者等）に対する保証人免除について特例措置の対象とすること及びその明文化。
- ② 人的身元保証の確保が難しい場合に活用できる身元保証機能を補完するサービス等の導入の検討。
- ③ 住宅確保要配慮者への居住支援を行っている者や生活支援を行っている者等の意見を反映させる場を設け、必要な生活支援サービス等を検討・創設。

### **【提言・要望の理由】**

- ① 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 29 年 4 月に成立し、「住宅確保要配慮者」に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画を、県・市町村で作成することが求められています。
- ② 身寄りのない生活困窮者、高齢者、障がい者等の住宅確保が難しい要因のひとつとして、人的身元保証の問題がありますが、少子高齢化・人口減少の進展等に伴い、こうした「住宅確保要配慮者」が今後一層増加していくことが見込まれます。
- ③ 住宅確保要配慮者の中には、住居の確保にとどまらず様々な生活・福祉課題を抱える方々が少なからず存在します。住宅の安定的な確保と生活支援を一体的に行うことにより、生活困窮者の自立の助長、高齢者、障がい者等の生活の安定と福祉の増進につながります。

### **(3) 地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化**

生活困窮者等の自立支援に向けて、市町村や市町村社協が窓口となって実施する相談支援事業について、県による積極的な支援を要望します。

(具体的内容)

- ① 生活福祉資金貸付事業に係る事務費財源の安定的確保に向けた国への働きかけ。
- ② 日常生活自立支援事業に係る事業費財源の支援実績に基づく適正な予算措置。
- ③ 生活困窮者に対する就労支援の取り組み強化に向けて、県による社会資源の広域的な開拓・創出や市町村域を超えたネットワークづくりなど市町村に対する積極的な支援。

#### **【提言・要望の理由】**

- ① 生活福祉資金貸付事業においては、生活困窮者等からの相談や借受人の自立支援を直接担う市町村社協の職員体制確保は極めて重要です。この事務費については、当面の間、貸付原資の取崩しによる事務費確保が認められたところですが、今後、必要かつ十分な体制整備を可能とする安定的な予算確保が必要です。
- ② 日常生活自立支援事業については、複雑・多様な問題を抱える相談や利用事案が増加する中で、事業財源が十分でないために市町村社協が財源持ち出しをするなど事業実施に支障をきたしています。国においては、本事業の充実強化のため昨年度末に国庫補助算定基準額が引き上げられたところであり、県においてもより積極的な予算措置が求められます。
- ③ 生活困窮者自立相談支援機関に寄せられる相談の中には、就労経験が無かったりひきこもりや心身に課題があるなどの理由で、直ちに一般就労することが難しい人が少なからず存在します。その受け皿としての社会的居場所づくりをはじめ、就労準備支援事業の実施や中間的就労を行う認定就労訓練事業所の充実が必要です。



### 3 福祉・介護人材の確保・定着

#### (1) 福祉・介護人材の確保・定着に向けた環境整備

安全で質の高いサービスを安定的に提供するため、福祉・介護人材の確保・定着に向けた環境整備を要望します。

特に、介護分野における外国人介護人材の確保・定着、および安心して就労できる介護事業所を拡大するための環境整備と施策の推進を提案します。

(具体的内容)

- ① 福祉や福祉・介護の仕事についての県民の理解促進。
- ② 介護分野の外国人技能実習制度に係る監理団体の誘致又は設置の促進。
- ③ 福祉・介護分野に興味・関心を持つ県内在住外国人を対象とした入門的な研修の実施及び研修修了者への個別就職支援、就職後のフォロー体制整備。

**【提言・要望の理由】**

- ① 島根県福祉人材センターで取り扱う介護分野の有効求人倍率は3.11倍（H30平均）であり、年々増加傾向にあります。また、県内の介護福祉士養成施設の定員充足率が年々減少傾向にある中、一部の養成校では新規の学生募集を停止されるなど福祉・介護人材の確保の困難さが増しており、人手不足から安定的な福祉サービスの提供に支障をきたす恐れが高まっています。
- ② 外国人介護人材に関しては、従来からのEPA(経済連携協定)、在留資格「介護」、技能実習に加えて、本年4月から特定技能制度の運用が開始され、多くの福祉事業所で外国人受入れに向けた検討が進みつつあります。しかしながら、県内の介護分野の技能実習制度監理団体における活動実績がなく、県外機関に頼らざるを得ない状況です。
- ③ 県内在住外国人(H30末:8,875人)の中にも、潜在的な福祉・介護分野への就職希望者が一定数いることが想定されますが、その就労に向けた環境が十分に整っていません。

## (2)「しまね福祉人材育成事業所認証制度（仮称）」の創設

福祉・介護事業所をはじめ多様な関係機関・団体を巻き込み官民一体となって、働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む福祉・介護事業所を認証・公表する制度の創設を提案します。

### 【提言・要望の理由】

- ① 団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて福祉・介護ニーズの一層の増加が見込まれる中で、労働力人口は減少傾向にあり、本県においても福祉・介護人材の確保は重要な政策課題となっています。
- ② 将来にわたって福祉・介護人材の安定的確保を図るために、人材育成や労働環境等について一定の水準を満たした福祉・介護事業所を認証・公表する取り組みを通じて、処遇や労働環境の水準を引き上げ、業界全体の社会的評価・イメージを高め、求職者等に分かりやすく伝える仕組みづくりが必要です。
- ③ 福祉・介護事業所の認証制度は26都府県（H31.4現在）において実施されており、年々取り組みが広がりつつあります。
- ④ 本制度については、平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知の発出や「人材育成等に取り組む介護事業所の認証評価制度の運営にかかるガイドライン（H31.3日本総研）」が作成されるなど、制度創設のための環境も整いつつあります。

### **(3) 福祉の現場で働く医師・看護師等医療スタッフの確保支援**

看取り介護ニーズに対応するため、また、重症心身障害児（者）や医療的ケア児、強度行動障害のある人を受け入れるための医療スタッフ確保に向けた支援策の充実・強化を要望します。

#### **【提言・要望の理由】**

- ① 高齢者介護施設入所者の介護の重度化が進み、施設において人生の最期まで尊厳ある生活を支援する「看取り介護」のニーズが増加してきています。看取り介護で中心的な役割を果たすのは看護職員であり、医療機関だけではなく介護施設でも看護師を必要としています。
- ② 医療の進歩により自宅で生活する重症心身障害児や医療的ケア児が増加していく一方、在宅生活が困難、通学が困難等の理由による、重症児の施設入所希望は増加しています。
- ③ それぞれの施設では、その社会的な役割を十分に理解し、求められる福祉サービスの提供に不可欠な医療スタッフの確保・定着に努めていますが、慢性的な人手不足の中、施設だけの取り組みには限界があります。

## 4 防災・減災活動の推進

### (1) 災害ボランティアセンター機能の確立と円滑な運営に向けた支援

災害時における県・市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑かつ効果的に行われるために、平常時から実効性のある災害時ボランティア活動の支援体制等の整備を要望します。

(具体的内容)

- ① 災害時のボランティア活動に対する県の役割や支援等の明確化。
- ② 島根県災害ボランティア関係機関連絡会議の機能の充実（予算措置、構成機関・団体の災害時の役割や情報共有・連携体制等の明確化等）。
- ③ 災害時におけるNPO・ボランティア・企業等との広域連携の仕組みや常設型災害ボランティアセンターに関する実務的な検討の場の設置。

【提言・要望の理由】

- ① 令和元年5月の国の防災基本計画修正により、「行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化」が新たに追加され、県市町村に、災害時に行政・災害ボランティアセンター（社協）・NPO等多様な主体とそれを支える中間支援組織による「三者連携」が実質的に機能する体制の整備と充実強化が求められているところです。  
こうした最近の施策や災害ボランティア活動の状況等を踏まえ、災害時において三者連携によりボランティア活動が円滑に行われるような活動環境の整備について、改めて県の役割や支援等の明確化を図っていくことが必要です。
- ② 災害時における関係機関・団体の連携協働を目的として県が設置している「県災害ボランティア関係連絡会議」は、昨年度の災害時において、人材・資器材・物資等の確保や現地支援体制などについて十分な連携協働が図れたとは言い難い状況でした。
- ③ 発災時における迅速な対応ができるよう、被災地内外のNPO・ボランティアや物資・技術・人員などの強みを持つ企業・経済団体等との広域連携の仕組みや常設型災害ボランティアセンターに関する実務的な検討の場を設けるなど、平時から県が主導的な役割をもって、「災害ボランティアセンター」機能の確立と円滑な運営に向けた取り組みを進めることが必要です。

## **(2) 重層的な災害時要配慮者支援システムの構築に向けた支援**

災害時要配慮者の2次被害を防止するため、重層的な災害時要配慮者支援システムの構築を提案します。

(具体的内容)

- ① 避難所を運営する市町村、避難所運営を支援する福祉専門職、さらに専門職とともに要配慮者に配慮した避難所運営を行う人材（福祉避難サポーター（仮称））による重層的な災害時要配慮者支援システムの構築に向けた市町村への支援。
- ② 福祉避難サポーターの必要性の周知と確保・育成。

**【提言・要望の理由】**

- ① 災害時要配慮者等の避難所における長期間の避難生活による生活機能の低下や要介護度の重度化などの2次被害の発生を防ぐため、本県では平成27年度から福祉専門職派遣チーム（DCAT）の養成・登録に取り組んでいます。
- ② 災害時要配慮者の避難所における2次被害の発生を防ぐためには、医療・保健・福祉の専門職による支援だけではなく、避難所運営を行う行政職員・ボランティアや地域住民が要配慮者への対応方法など福祉的な知識や専門職との連携のあり方を学び、協働していくことが必要です。
- ③ 京都府においては「災害時要配慮者支援指針」を策定し、市町村行政に対して府としての方向性を明らかにしており、本県においてもこうした指針の策定や、それに基づく支援が必要です。